

4月からのグラウンドなどの使用申請

1. 受付の変更

ヴィーブル（総合体育館・中央公民館）
御代志市民センター（旧町民センター）
各グラウンド
テニスコート
学校の体育館・グラウンド
（市外者使用不可）

各学校の承認
を受ける

4月1日から
ヴィーブル・御代志市民センター
で申し込みができます

①受付時間

各施設の開館日 午前8時30分～午後5時

ヴィーブル……………休館日以外の土、日、祝日でも申請を受け付けます。

御代志市民センター……………土、日、祝日の受付は行ないません。

※施設の予約状況をインターネットで見ることができます。

②受付期間

市内者(半数以上が市内に住所を有する者)……………2カ月前～2日前

市外者……………1カ月前～2日前

ただし、各種大会・行事などについては6カ月前から受付可（開催要項などの添付が必要です）

注意!

4月・7月・10月の1日および15日は、受け付け場所がヴィーブルのみとなります。

公民館・市民センターなどの使用申請方法

須屋市民センター（旧スポーツセンター）
※妙泉寺体育館は旧スポーツセンターで受け付け
黒石市民センター（旧黒石文化センター）
野々島公民館（旧町公民館）
泉ヶ丘市民センター公民館
総合体育館以外の体育館（泉ヶ丘、栄体育館）

各施設で直接、使用申請・使用料
の支払いを行ってください

①受付時間 午前8時30分～午後5時

②受付期間 2カ月前～2日前

※屋内施設・学校施設の受付開始日(基準日)→毎月1日(その日が休館日にあたる時は翌日)

屋外施設の受付開始日(基準日)→毎月15日(その日が休館日にあたる時は翌日)

2. 使用料の変更

おもな改正点は次のとおりです。

①旧合志町、旧西合志町の類似施設の使用料を調整しました。

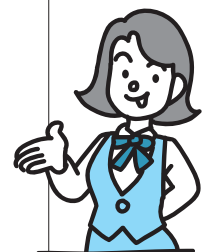
②使用時間は、1時間単位です。

③体育館の電力(水銀灯)使用料は、使用料金に含まれます。

④市外者の使用料は、市内者の2倍となります。

⑤改正の使用料は、4月1日以降の受付分から適用します。

○変更後の料金表については、施設使用の受付窓口、各施設に掲示しています。



問い合わせ先 御代志市民センター 生涯学習課 ☎242-1190